

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 山梨国民年金 事案 402

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から同年9月まで

申立期間については、国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録の4月から9月までの欄に検認印が押されているのに、年金記録は未納となっている。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「昭和45年度国民年金印紙検認記録」は、昭和45年4月から同年6月までの欄には46年6月22日付け及び45年7月から同年9月までの欄には46年9月14日付けで国民年金保険料を収納したことを示す、A市（現在は、B市）の検認印が押されているところ、申立期間は過年度納付の扱いになるため、市役所窓口では納付できない期間である。

しかし、当時、納付を処理したA市役所において国民年金保険料が還付されたとする明確な資料及び記録は見当たらず、C社会保険事務所（当時）においても還付整理簿及び充当整理簿に申立人の氏名は見当たらないことから行政側の記録管理に不手際があったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和45年7月から47年9月までの期間は、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、申立期間のうち、45年7月から同年9月までは国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 山梨厚生年金 事案 637

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成13年4月から同年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月1日から14年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年4月から同年9月までは、当初、28万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年4月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、24万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年4月から同年9月までを含む同年4月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払

われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、13年4月から同年9月までは28万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは38万円、同年10月から14年9月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、38万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、28万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても22万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは38万円、13年10月から14年9月までは22万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは38万円、同年10月から14年9月までは28万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、平成13年10月29日付けで、当初（同年9月12日付け）、30万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額が24万円に訂正されていることが確認できる上、申立人の同僚の標準報酬月額の記録については、同年10月29日付けで、遡った月額変更届による減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から13年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは24万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額が15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、標準報酬月額が遡って訂正されている者が33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代

表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは26万円、同年10月から14年9月までは30万円に訂正することが必要である。



## 山梨厚生年金 事案 640

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、平成13年10月29日付けで、当初（同年9月12日付け）、24万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額が22万円に訂正されていることが確認できる上、申立人の同僚の標準報酬月額の記録については、同年10月29日付けで、遡った月額変更届による減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から13年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは22万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額が15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、標準報酬月額が遡って訂正されている者が33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代

表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは44万円、同年10月から14年9月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、44万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って26万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、38万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても26万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは44万円、13年10月から14年9月までは26万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは44万円、同年10月から14年9月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から55年6月まで  
私の母親は、几帳面な性格で、私が成人に達した当時、「これからは国民年金をしっかりと納める。」と話し、昭和44年10月から近くのA郵便局へ定期的に出向いて、国民年金保険料を納付していたので、納付を怠ることは到底考えられない。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる母親は既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況について確認することができない。

また、申立人は、昭和57年9月17日に、B市において、国民年金手帳記号番号の払出しを受け、55年7月から57年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、払出時点で、申立期間は、時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、129か月の長期間にわたって保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が一度も残らないことは通常考え難いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの期間、48年7月から49年3月までの期間、同年4月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から47年3月まで  
② 昭和48年7月から49年3月まで  
③ 昭和49年4月から同年12月まで  
④ 昭和50年4月から51年3月まで

父親や叔母に勧められて、昭和44年10月に国民年金に加入した。町内会の人が集金し、役場に納めてくれていた。48年に結婚したが、義母から、年金だけは納付するよう何回も言われたので、納付書に現金を添付して金融機関の人に渡し納付していたため、未納であるはずはない。

また、免除の届をしたことは無く、ずっと保険料を納付していたので、免除期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の父親は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が22歳である昭和47年6月17日にA町（現在は、B市）において払い出されており、この時点で申立期間①のうち、44年10月から45年3月までは時効により納付できず、同年4月から47年3月までの保険料については過年度分となり、町内会を通じて納付することはできない。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②から④までについて、申立人は、昭和48年6月2日にA町からC市への住民票異動を行った日以降の国民年金保険料については、「保険料は、積立金と一緒に金融機関の職員に集金してもらった。保険料を一括納付したり、免除申請をした記憶は全く無い。」と申述している。

しかしながら、申立期間②について、A町及びC市が保有していた国民年金被保険者カードによれば、申立人が、昭和49年7月19日付けで、職権によりA町からC市へ転入処理されていることが確認できることから、申立人は国民年金の住所変更手続を住民票異動時には行っておらず、職権転入処理の時点では、申立期間②の保険料は過年度分となり、市役所から送付された納付書では納付することができなかつたと推認される。

また、申立期間③について、C市が保有していた国民年金被保険者カードによれば、同市では、申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間を申請免除とした後、申立人が、同年1月から同年3月までの保険料を同年2月28日に納付したことに伴い、当該カードの免除期間を49年12月までの期間に訂正していることが確認できる上、その記載内容及び処理方法に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間④について、C市が保有していた国民年金被保険者カードによれば、申立人は、当該期間の直後の期間である昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を同年3月1日に一括納付していることが確認でき、その時点で申立期間④の保険料は納付可能であったものの、申立人が当該保険料を納付していた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間②から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。